

# 福岡県公報

令和 5 年 9 月 15 日  
第 431 号

## 目 次

### 告 示 (第581号 - 第591号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	4

### 公 告

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	(砂 防 課)	5
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	5
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○意見募集の結果の公示	(農山漁村振興課)	9
○意見募集の結果の公示	(農山漁村振興課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9

### 教育委員会

○福岡県指定有形文化財の指定解除	(教育庁文化財保護課)	9
------------------	-------------	---

### 雑 報

○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	10
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	10
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	11
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	12
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	12
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	13
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	13
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	13
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	14
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	14
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	15

- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………16
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………16

**告 示**

**福岡県告示第581号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道		甘 木 井 線	前	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川1808番1先まで	4.1 ～ 15.7	114.0
			後	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川1808番1先まで	8.8 ～ 16.3	114.0

**福岡県告示第582号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年9月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

朝 倉	甘 木 井 線	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川1808番1先まで
-----	---------	----------------------------------

**福岡県告示第583号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道		八 女 香 春 線	前	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木松末12番1先まで	7.5 ～ 14.5	120.0
			後	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木松末12番1先まで	15.6 ～ 38.3	120.0

**福岡県告示第584号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第192号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩ヶ鼻-2	宗像市多禮（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第585号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第193号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
岩ヶ鼻-2	宗像市多禮（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第586号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1389号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石丸(c)-1	宗像市石丸（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石丸(c)-2	宗像市石丸（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第587号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1390号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
石丸(c)-1	宗像市石丸（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
石丸(c)-2	宗像市石丸（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡県道		筑紫野古賀線	前	糟屋郡新宮町大字立花口364番3先から 糟屋郡新宮町大字立花口388番1先まで	26.1 ～ 56.0	76.0
			後	糟屋郡新宮町大字立花口364番3先から 糟屋郡新宮町大字立花口388番1先まで	26.0 ～ 56.0	76.0

**福岡県告示第589号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡県道		福岡摩原線	前	糸島市志摩野北965番1先から 糸島市志摩野北973番1先まで	4.1 ～ 5.5	20.0
			後	糸島市志摩野北965番1先から 糸島市志摩野北973番1先まで	4.2 ～ 25.6	20.0

**福岡県告示第590号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年9月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡摩原線	糸島市志摩野北965番1先から 糸島市志摩野北973番1先まで

**福岡県告示第591号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年3月15日福岡県告示第409号福岡都市計画道路事業8・7・22号東大利歩行者専用道路及び福岡都市計画駐車場事業22号下大利駅東自転車駐車場の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
大野城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡広域都市計画道路事業8・7・1-22号東大利歩行者専用道路  
福岡広域都市計画駐車場事業22号下大利駅東自転車駐車場
- 3 事業施行期間  
平成18年2月3日から令和8年12月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

公 告

公告

住吉土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 退任理事

氏名	住所
緒方 洋一郎	久留米市安武町住吉1544番地1
田中 一義	久留米市安武町住吉1595番地1
船津 常夫	久留米市安武町住吉1632番地
深川 嘉穂	久留米市安武町住吉1788番地6
馬場 五男	久留米市安武町住吉1574番地1
川原 憲男	久留米市安武町住吉1565番地
船津 祥一	久留米市安武町住吉1564番地

#### 2 退任監事

氏名	住所
船津 伊二郎	久留米市安武町住吉1572番地
野間口 保之	久留米市安武町住吉1625番地1

#### 3 就任理事

氏名	住所
緒方 洋一郎	久留米市安武町住吉1544番地1
田中 一義	久留米市安武町住吉1595番地1
船津 常夫	久留米市安武町住吉1632番地
深川 嘉穂	久留米市安武町住吉1788番地6
川原 憲男	久留米市安武町住吉1565番地

船津 祥一

久留米市安武町住吉1564番地

#### 4 就任監事

氏名	住所
船津 伊二郎	久留米市安武町住吉1572番地
野間口 保之	久留米市安武町住吉1625番地1
馬場 裕文	久留米市安武町住吉1622番地1

#### 公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
石丸(c)-1地区	宗像市東郷一丁目1番1号
石丸(c)-2地区	宗像市長 伊豆 美沙子

#### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営冠地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和5年9月15日から 令和5年10月17日まで	うきは市役所

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和5年8月22日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
マルシヨク空港東店 糟屋郡志免町大字別府字角石810番16外3筆	リブホール空港東店 糟屋郡志免町大字別府字角石810番16外3筆

## 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 外6者	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市若松区本町二丁目17番1号バイサイド プラザ若松2F 外3者

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和5年8月25日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 米城ビルディング・千歳プラザ東館

(2) 所在地 久留米市天神町一丁目1番地1外

## 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
米城ビルディング株式会社 代表取締役 上田 保治 久留米市天神町1番地 外7者	米城ビルディング株式会社 代表取締役 上田 保治 久留米市天神町1番地 外7者

## 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社岩田屋三越 代表取締役 伊倉 秀彦 福岡市中央区天神二丁目5番35号 外5者	株式会社岩田屋三越 代表取締役 佐中 樹太郎 福岡市中央区天神町二丁目5番35号 外5者

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日  
令和5年8月25日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
サンリブ筑後店 筑後市大字徳久字中牟田251番3外	サンリブ筑後 筑後市大字徳久字中牟田251番3外

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 外14者	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市若松区本町二丁目17番1号バイサイ ドプラザ若松2F 外12者

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称（仮称）ツルハドラッグ大牟田八江店
  - 所在地 大牟田市八江町58番1外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見はありません。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称（仮称）ヤマダデンキ久留米中央店
  - 所在地 久留米市東櫛原町字太田2854番1外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - 駐車需要の充足等  
駐車場出入口の計画については、周辺道路に渋滞が発生しないように、道路管理者および警察協議を十分に行ってください。
  - 騒音の発生に係る事項  
住宅が近隣にあることから、早朝及び夜間における業者等搬入車両及び廃棄物収集車両の走行及び荷捌き、回収作業等については、作業員及び業者に対して騒音防止の徹底に努めるよう、お願いいたします。
  - 廃棄物に係る事項等  
久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条の2により、金属製廃棄物については空カン、ガラス製廃棄物については空ビン、プラスチック製廃棄物についてはペットボトルのみクリーンセンターに搬入できることとなっています。空カン、空ビン、ペットボトル以外の金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等の産業廃棄物が発生する場合は、クリーンセンターに搬入しないよう、お願いいたします。  
また、届出書の廃棄物に係る事項等にてプラスチック製廃棄物等の処理予定業者等が長門石ペットボトル中間処理施設になっておりますが、当施設は現在廃止されており、宮ノ陣クリーンセンターにて処理を行っております。修正をお願いします

- 。
- (4) 街並みづくり等への配慮等

特になし

- (5) その他

周辺住民等から苦情の申立てがあった場合には、適切に対応するよう、お願いいたします。

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン八女

- (2) 所在地 八女市大字蒲原字志ノ江988外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・特になし

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー光が丘店

- (2) 所在地 筑紫野市光が丘四丁目1番地1

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ケーズデンキ古賀店

- (2) 所在地 古賀市舞の里三丁目14-12、14-1の一部

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）  
(2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見はありません。

#### 公告

森林法第10条の2に基づく開発行為の許可申請に対する処分に係る審査基準の一部改正案について、令和5年4月7日から令和5年5月6日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和5年8月1日に改正しました。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

福岡県農林水産部農山漁村振興課森林保全係

電話：092-643-3546

メールアドレス：nougyou@pref.fukuoka.lg.jp

#### 公告

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第4条に基づく土砂埋立て等を行うときの許可申請に対する処分に係る審査基準の一部改正案について、令和5年4月14日から令和5年5月14日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和5年8月30日に改正しました。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

福岡県農林水産部農山漁村振興課森林保全係

電話：092-643-3546

メールアドレス：nougyou@pref.fukuoka.lg.jp

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡志免町大字吉原字浦田749番2及び749番10
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡志免町桜丘三丁目2-3 さくら長屋B棟  
脇坂 夏生

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年9月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市吉北字佐屋ノ浦120番10、2506番2及び2506番4、津島字耳取302番8及び302番9、柳橋字中尾871番30並びに柳橋951番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区吉塚五丁目9番5号  
吉塚精機株式会社  
代表取締役 高鍋 政嗣

### 教育委員会

#### 福岡県教育委員会告示第6号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第5条第3項の規定により、次

のように福岡県指定有形文化財の指定が解除されたので告示する。

令和 5 年 9 月 15 日

福岡県教育委員会

名 称	指定告示	指定解除年月日
高良大社所蔵文書	昭和50年福岡県教育委員会告示第 3 号	令和 5 年 6 月 27 日

## 雑 報

### 西日本宝くじ事務協議会告示第16号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第2443回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 5 年 9 月 15 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 名 称 第2443回西日本宝くじ
- 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 発売総額及び通数 900,000,000円  
10万通 45組
- 証 票 金 額 1 枚 200円
- 発 売 期 間 令和 5 年 10 月 21 日から  
令和 5 年 11 月 14 日まで
- 抽 せ ん 日 令和 5 年 11 月 17 日
- 当せん金支払開始日 令和 5 年 11 月 22 日
- 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
-----	-------	-------

1	等	30,000,000 円	1 本			
前	後	賞	10,000,000 円	2 本		
組	違	い	賞	100,000 円	44 本	
2	等	1,000,000 円	45 本			
3	等	10,000 円	13,500 本			
4	等	1,000 円	45,000 本			
5	等	200 円	450,000 本			
実	り	の	秋	賞	20,000 円	1,800 本

### 9 注 意 事 項

- 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- 証券は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第2444回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 5 年 9 月 15 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 名 称 第2444回西日本宝くじ
- 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 発売総額及び通数 400,000,000円  
10万通 40組

- 4 証 票 金 額 1 枚 100円  
 5 発 売 期 間 令和5年10月25日から  
 令和5年11月14日まで  
 6 抽 せ ん 日 令和5年11月17日  
 7 当せん金支払開始日 令和5年11月22日  
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	39 本
2 等	300,000 円	80 本
3 等	30,000 円	800 本
4 等	5,000 円	4,000 本
5 等	1,000 円	40,000 本
6 等	100 円	400,000 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第18号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2445回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年9月15日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2445回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
 及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5  
 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
 10万通 50組  
 4 証 票 金 額 1 枚 100円  
 5 発 売 期 間 令和5年11月15日から  
 令和5年12月12日まで  
 6 抽 せ ん 日 令和5年12月15日  
 7 当せん金支払開始日 令和5年12月20日  
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	49 本
2 等	300,000 円	100 本
3 等	30,000 円	1,500 本
4 等	5,000 円	5,000 本
5 等	1,000 円	50,000 本
6 等	100 円	500,000 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第19号**

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2446回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年9月15日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2446回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,200,000,000円  
600万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和5年11月29日から  
令和6年1月30日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和5年11月29日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	36 本
2 等	50,000 円	1,080 本
3 等	10,000 円	6,000 本
4 等	1,000 円	60,000 本
5 等	200 円	1,800,000 本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

- (2) 証券は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第20号**

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2447回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年9月15日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2447回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和5年12月6日から  
令和5年12月26日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和5年12月6日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000 円	6 本
2 等	100,000 円	210 本
3 等	10,000 円	3,600 本
4 等	1,000 円	30,000 本
5 等	200 円	900,000 本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2448回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年9月15日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2448回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,800,000,000円  
10万通 90組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和5年12月23日から  
令和6年1月16日まで
- 6 抽せん日 令和6年1月19日
- 7 当せん金支払開始日 令和6年1月24日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	150,000,000 円	1 本
前後賞	25,000,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	89 本

2等	1,000,000 円	180 本
3等	3,000 円	18,000 本
4等	1,000 円	90,000 本
5等	200 円	900,000 本
お年玉賞	20,000 円	4,500 本

### 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第22号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2449回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年9月15日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2449回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円  
10万通 20組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和6年1月4日から  
令和6年1月23日まで
- 6 抽せん日 令和6年1月26日

7 当せん金支払開始日 令和6年1月31日

8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前後賞	2,500,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	19 本
2 等	300,000 円	20 本
3 等	30,000 円	200 本
4 等	5,000 円	2,000 本
5 等	1,000 円	20,000 本
6 等	100 円	200,000 本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

#### 西日本宝くじ事務協議会告示第23号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2450回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年9月15日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称 第2450回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5

3 発売総額及び通数 1,000,000,000円  
500万通

4 証票金額 1枚 200円

5 発売期間 令和6年1月4日から  
令和6年3月5日まで

6 当せん金支払開始日 令和6年1月4日

7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	5,000,000 円	10 本
2 等	100,000 円	400 本
3 等	10,000 円	3,500 本
4 等	1,000 円	50,000 本
5 等	200 円	1,500,000 本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

#### 西日本宝くじ事務協議会告示第24号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2451回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年9月15日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2451回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
 及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5  
 3 発売総額及び通数 1,400,000,000円  
 10万通 70組  
 4 証票金額 1枚 200円  
 5 発売期間 令和6年1月17日から  
 令和6年2月13日まで  
 6 抽せん日 令和6年2月16日  
 7 当せん金支払開始日 令和6年2月21日  
 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前後賞	10,000,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	69 本
2 等	1,000,000 円	140 本
3 等	10,000 円	14,000 本
4 等	1,000 円	70,000 本
5 等	200 円	700,000 本
新春幸運賞	30,000 円	2,800 本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第25号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2452回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年9月15日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2452回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
 及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5  
 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
 10万通 40組  
 4 証票金額 1枚 100円  
 5 発売期間 令和6年2月14日から  
 令和6年3月5日まで  
 6 抽せん日 令和6年3月8日  
 7 当せん金支払開始日 令和6年3月13日  
 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前後賞	2,500,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	39 本
2 等	300,000 円	80 本
3 等	30,000 円	800 本
4 等	5,000 円	4,000 本
5 等	1,000 円	40,000 本
6 等	100 円	400,000 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第26号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2453回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年9月15日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2453回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和6年3月6日から  
令和6年3月26日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和6年3月29日
- 7 当せん金支払開始日 令和6年4月3日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本

組 違 い 賞	金額	本数
	100,000 円	29 本
2 等	300,000 円	60 本
3 等	30,000 円	600 本
4 等	5,000 円	3,000 本
5 等	1,000 円	30,000 本
6 等	100 円	300,000 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第27号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2454回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和5年9月15日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2454回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和6年3月16日から  
令和6年3月31日まで

6 抽 せ ん 日 令和6年4月5日

7 当せん金支払開始日 令和6年4月10日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	300,000 円	90 本
3 等	10,000 円	6,000 本
4 等	1,000 円	30,000 本
5 等	200 円	300,000 本
新 生 活 応 援 賞	30,000 円	1,200 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。